

「多職種によるまちの保健室」について

1 経緯

- 愛知県看護協会では、「まちの保健室委員会」を設置し、様々な悩みや不安を気軽に相談でき、健康情報を発信する場として、平成 21 年度から平成 26 年度まで名古屋市内のスギ薬局店内で認定看護師等による専門看護相談を実施した。
- 平成 27 年度から令和元年度は、会場を八事イオンに移し、年 5 回、看護相談、健康チェック、ミニ講座を実施してきた。
- 並行して、平成 29 年度からは地区支部を単位に商業施設や地域の健康イベント等で「まちの保健室」として看護相談・健康チェックを実施してきた。
- 令和 2 年度からは、八事イオンで開催してきた「まちの保健室」を名古屋東地区支部に引継ぐこととし、「まちの保健室委員会」は令和元年度末で廃止した。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため八事イオンの「まちの保健室」は中止となり、他の地区支部における「まちの保健室」もほとんど中止・中断し、現在に至っている。

2 「多職種によるまちの保健室」実施の背景

国は、2040 年までに健康寿命を 3 年以上延伸することを目指し、特に、①次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等、②疾病予防・重症化予防、③介護予防・フレイル対策、認知症予防の 3 つの分野の取組みを推進するとしている。また、コロナ禍の外出自粛制限下において再認識された日常の健康管理の重要性を踏まえ、「予防・重症化予防・健康づくり」を推進している。

地域包括ケアシステムが推進される現在、疾病や障害があっても身近な地域で生活する人が増えており、受診するほどではないちょっとした相談を気軽に受けられる場が身近にあることで、予防・重症化予防につながることを期待できる。さらに、多世代・多様なニーズに対応するためには、そうした場において、看護職のみならず多職種がそれぞれの領域や分野、また職種の専門性を活かして協働・連携することが必要となる。

そこで、中止・中断していた「まちの保健室」を発展させ、「多職種によるまちの保健室」を実施することとした。

3 目的

看護職と他職種がそれぞれの専門性を活かして協働し、地域住民の身近な場所で、心身に関する心配事などを気軽に相談でき、確かな健康情報を得られる「多職種によるまちの保健室」を実施することで、住民の多様なニーズに対応し、住民の主体的な健康行動の実践を促し、疾病の予防及び重症化予防に資するとともに、地域包括ケアシステムの一翼を担う。

4 実施主体

公益社団法人愛知県看護協会 各地区支部

5 実施方法

- (1) 出前型：地域住民が定期的集う様々な場（通いの場、コミュニティサロン等）に多職種がチームを組んで出向き開催する。
- (2) 拠点型：1か所（拠点）で継続的（1～2か月に1回）に開催する
- (3) 単発型：イベント等に併せて、単発で開催する。

6 従事者

- ・看護職（保健師・助産師・看護師、認定・専門看護師等）
- ・理学療法士
- ・栄養士
- ・歯科衛生士
- ・薬剤師 等

7 対象者

全ての地域住民（年齢を問わない、疾病・障害の有無を問わない）

8 実施内容

- (1) 健康チェック（血圧測定、生活習慣チェック、歯と口の健康チェック、こころの健康チェック等）
- (2) 健康相談
- (3) 健康情報の発信、ミニ健康講座
- (4) その他

9 実施の流れ

別紙参照

10 報酬等

従事者への謝金及び旅費については、本会規定に基づき支給する。

- ・謝金：検討中
- ・旅費：交通費実費

11 活動中の補償

活動中及び活動前後の移動中の事故については、本会が加入する傷害保険で対応する。

12 令和5年度の予定

- ・「多職種によるまちの保健室」検討会の開催
- ・実施要領等を作成し、地区支部長に説明
- ・地区支部においては、実施計画を作成し、今年度1～2回実施
- ・今年度の実施方法については、出前型、拠点型、単発型のいずれでも可とし、次年度以降の実施方法について、出前型もしくは拠点型での実施を検討する。